

## 知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知多市首都圏人材確保支援事業交付金（以下「交付金」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び知多市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知多市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業（以下「知多市移住支援事業」という。）に関して、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から知多市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 交付金の交付金額は、2人以上の世帯の交付申請の場合にあつては100万円、単身の交付申請の場合にあつては60万円とする。

2 前項に規定する世帯の交付申請であつて、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。ただし、申請者の配偶者は除く。

### (交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たす者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（以下「転入」という。）をした日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に所在する事業所において業務に従事していた者

(イ) 転入をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に所在する事業所において業務に従事していた者

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を（ア）及び（イ）に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 交付金の申請日から起算して5年以上、知多市に継続して居住する意思を有していること。

(イ) 交付金の交付申請時において、知多市に転入後3か月以上1年以内であること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、愛知県又は知多市が交付金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 転入日時時点で満50歳以下であること。

(ウ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人（以下「移住支援金対象法人等」という。）であること。

(エ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている移住支援金対象法人等への就業でないこと。

(オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業していること。

(カ) (ウ) に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(キ) 移住支援金対象法人等に、移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務

する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提として個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

ウ 所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件

1年以内に県実施要領に規定する創業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、別表に規定する書類を次の第1号か

ら第3号までのいずれかに規定する期間内に市長に提出しなければならない。

なお、申請においては、知多市移住支援事業に係る個人情報の取扱い（第7号様式）に同意するものとする。

(1) 移住就業者（前条第2号の要件に該当する申請者）

申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、就業先の法人等に連続して3か月以上在職していること。

(2) テレワーカー（前条第3号の要件に該当する申請者）

申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(3) 移住起業者（前条第4号の要件に該当する申請者）

申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請が第3条の要件を満たしているか否かを審査し、交付金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を知多市移住支援交付金交付決定通知書（第8号様式）又は知多市移住支援交付金不交付決定通知書（第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（移住支援交付金の請求）

第6条 前条の規定に基づき交付金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに知多市移住支援交付金請求書（第10号様式）を市長へ提出しなければならない。

（移住支援交付金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、知多市移住支援交付金交付決定通知書再交付申請書（第11号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに知多市移住支援交付金交付決定通知書（再交付）（第12号様式）により、交付決定者に交付するものとする。

（申請の撤回）

第10条 交付金の申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、知多市移住支援交付金交付申請撤回届出書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（住居等の変更に係る届出）

第11条 交付決定者は、交付金の交付申請日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第4条による知多市移住支援交付金交付申請書の記載内容（以下「申請書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）（第14号様式）（以下「変更届出書（交付決定者用）」という。）及び別表に掲げる住居・勤務地等変更理由を証する書類により市長に届け出なければならない。また、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（交付決定者用）により市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第2号の要件を満たし、第5条に定める交付金の交付の決定を受けた者が就業する法人等は、交付金の交付申請日から起算して1年を経過した時点において、別表に規定する就業証明書の記載内容（以下「証明書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用）（第15号様式）（以下「変更届出書（就業先法人等用）」という。）により市長に提出しなければならない。また、証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（就業先法人等用）により市長に提出しなければならない。

（返還請求）

第12条 市長は、交付金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、交付金の全額又は半額の返還を請求することができる。この場合において市長は、知多市移住支援交付金返還通知書（第16号様式）により当該対象者に通知する。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等を行っていた場合
- イ 交付金の交付申請日から起算して3年未満のうちに知多市から転出した場合
- ウ 交付金の交付申請日から起算して1年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合（第3条第2号に基づく受給者のみ）
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- オ 市税を滞納した場合
- カ 前条に規定する届出を怠った場合

(2) 半額の返還

交付金の交付申請日から起算して3年以上5年以内に知多市から転出した場合

（返還免除申請）

第13条 交付金の申請者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、知多市移住支援交付金返還免除申請書（第17号様式）及び別表に規定する返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第11条第1項に規定する変更届出書（交付決定者用）（第14号様式）と併せて市長に提出するものとする。

（免除の要件）

第14条 市長は、前条による申請を受理した場合、返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められるときは、愛知県の同意を得た上で、交付金の返還を免除できるものとする。

（愛知県の同意）

第15条 市長は、前条による申請を受理した場合は、交付決定の取消し免除及び返還免除の可否を決定後、知多市移住支援交付金返還免除等同意申請書（第18号様式）により、その決定内容について愛知県の同意を求めなければならない。

（免除決定等の通知）

第16条 市長は、第13条による申請を受理した場合、前条による愛知県の同意の可否決定後、返還免除の可否に係る決定内容を知多市移住支援交付金返還免除承認通知書（第19号様式）又は知多市移住支援交付金返還免除不承認通知書（第20号様式）により当該申請者に通知する。

（報告及び立入調査）

第17条 愛知県及び知多市は、知多市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付金の交付を受けた者及び交付決定を受けた者が就業する法人等に対して、知多市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、愛知県と知多市が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に交付金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、令和5年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降の転入者について適用し、令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。